

第 108 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 108 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 9 月 29 日（火）17:29～18:02

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 経済産業研修所の管理・運營業務
- 消防大学校の管理・運營業務

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、佐藤専門委員

（経済産業省）

経済産業研修所管理課 高橋課長、大臣官房秘書課 仁科人事専門職

（消防大学校）

大江副校長、庶務課 黒石課長、寺山係長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 108 回「入札監理小委員会」を開催いたします。本日は経済産業省の「経済産業研修所の管理・運營業務」、総務省の「消防大学の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに経済産業省の「経済産業研修所の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は経済産業研修所管理課、高橋課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をいただきたいと思っております。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○高橋課長 改めまして、経済産業研修所の高橋と申します。前回、本会合で 7 月の下旬に私どもの入札要項（案）について御審議いただきまして、幾つか御指摘をいただきましたので、まず、それに基づく改正点について御説明した後、第 1 回の審議の後、8 月 10 日から 3 週間、パブリックコメントを募集いたしまして、2 者から幾つか意見をいただきましたので、それへの回答の案も併せて御説明いたしたいと思っております。

まず、前回の御指摘に対する対応でございますが、資料 A-1 を御覧いただきたいと思っております。

まず、前回、御指摘いただいたのは、私どもは別館部分を耐震改修ということで共用停止してございまして、22 年度から共用再開いたしますが、したがって実績につきましては平成 20 年度は同じく共用停止なものですから、19 年度を直近にしたいと御説明して、入札要項本文にはその旨を記載しておりますけれども、従来の実施状況に関する情報の開示の部分にも付記するようという御指摘がございまして、そのように対応をさせていただきました。

2 点目といたしまして、落札者決定における評価について職員以外の外部の者の活用を図るべきではないか、その旨を明記すべきではないかという御指摘をいただきまして、御趣旨に沿って本業務に関して利害関係を有しない有識者を含む委員会において行うものとするというふうに改定いたしました。

3 点目でございますが、管理・運營業務の不備に起因しない要因によるリスクの分担ということで、管理・運營業務の不備に起因しない要因での施設の損傷についての帰責について御指摘がありましたが、そもそも、もともと私どもの責任によるものについては、当然、私どもに責任があるということで、その点は自明であると考えてございまして、特段の対応はしないということにさせていただきたいと思っております。

ただ、事業者の責に帰すべき部分につきましては本入札実施要項上、明確にその場合は事業者の責において修復等を行うものとするとなっております。

それから、4 点目といたしまして、実施要項（案）の 2 ページに維持管理は予防保全を基本とすること等々、定性的な考慮事項が書いてございます。

他方、4 ページに質の確保という点で求められる水準を書いてございまして、その点について連携させる必要があるのではないかという御指摘をいただきました。

実施要項の2ページにある部分につきましては、あくまで努力目標、改善目標ということでございまして、他方、4ページにつきましては明確に定量的な要求水準ということで、ある意味でフェーズが違うということですが、そこをバインドすべく、ここに書いてございますように実施要項の4ページの3の(3)の部分に「本実施要項に記載のある事業期間を通じての考慮事項を踏まえた上で」と付記するとともに、同じく実施要項の6ページにあります、6の(2)の②にあります企画書の内容についての部分につきましても同様の規定を設けて、2ページの考慮事項と具体的な定量要求水準をバインドさせていただきます。

以上が先般の指摘事項に対する対応でございます。

続きまして、パブリックコメントへの対応でございます。資料A-2を御覧いただきたいと思えます。

番号は1番から14番までありまして、2者からこれだけの意見をいただいております。順番に簡単に御説明いたしますと、番号1につきましては、アンケートについて何名を対象にするのかという御指摘がありまして、これにつきましては研修員、研修生がおおよそ70、職員がおおよそ10、大体、約80名程度を考えてございます。

番号の2につきましては、警備及び廃棄物収集運搬処分業務について入札参加の資格として法令上の必要な資格を有していることとしてございしますが、廃棄物収集運搬処理業務につきましては特に大きな業者がなかなかないという実態がございまして、再委託が通例ではないかという指摘がありまして、これはこの部分から削除しまして再委託が可能になるようにいたしました。

番号3でございますけれども、本業務の実施が第三者の特許権、著作権等に抵触することはないかという質問がありまして、私どもの所内の業務を見直し、調査をしまして、基本的には仕様書記載の業務内容については著作権、特許権等に触れずに支障なく実施できると考えてございます。

番号4につきましては、これは単純に記載ミスでして、これは間違っておりましたので、ここに記載している数字に修正をいたします。

番号5でございますけれども、従来の実施状況に関する情報の開示に関連して、研修スケジュールや参加人数など、参考となる資料を添付してほしいということで、これにつきましては御指摘の資料を参考として添付をいたしました。

番号6でございますけれども、これも単純に記載事項が若干、業務区分表と中の資料とが異なっているので、どちらが正しいのかという指摘があつて、両方を同じように合わせてございます。

それから、仕様書の1-6の部分について仕様を付記してくれという指摘がございまして、この点を付記してございます。

番号7も同様に仕様書のものでは、若干、仕様がわからないということですので、具体的なスペックを記載してございます。

それから、番号8でございますけれども、不具合が生じた場合の制御機器のデータ収集器を設置してほしいという記載がありますけれども、パーマネントに設置するとも読めるので、基本的にはアドホックに持ち込めばいいではないかという意見がありまして、この点はこの趣旨で修正をさせていただきます。

それから、不具合が生じたときの修理・改修は業務範囲に含まないことを確認したいということで、あくまで仕様書に定める範囲を事業者に求めているものであって、これ以上大がかりなものについては私どもの負担で行うということを明確にすべく、その点について記載変更をさせていただきます。

9番でございますが、機器の故障に対する見解に関してメーカーからの書面は too much ではないかという御指摘がございまして、御意見を踏まえてその点を変更させていただきます。

それから、10番でございますが、この点は遠隔監視制御事務、業務に関しまして事業者が遠隔監視センターを有すること等々の条件を設けておりますが、これも事業者は基本的には入札参加を前提にした表現になってございますので、再委託の芽を摘むという御意見がありまして、この点を踏まえて「事業者は、」を削除しまして、再委託者でもできるような規定に変えてさせていただきます。

11番でございますが、これも監視センターにつきまして平成12年の耐震強度を満たすことということで、かなり最新のスペックを求めているものですから、これもまたちょっと競争制限的であるという御指摘がありまして、これ自体を削除させていただきます。

12番でございますが、これは害虫駆除の部分で定期検査以外で追加に実施が必要な場合があると思えますけれども、それについてはどこで読むのかという御指摘、意見がありましたが、不定期に発生する部分については、私どもでこの委託の範囲の外で対応するというふうに考えてさせていただきます。

それから、13番でございます。庁舎内の電灯の交換を求めておりますが、これについて「ローリングタワー」という表現がありまして、高所作業車でございますが、これについてどのようなケースがあるのかという意見がありまして、業務を改めてスクリーニングして、ローリングタワーについては特に必要ないということですので、この部分は削除いたしました。

それから、自転車の定期点検を業務の中で求めておりますけれども、台数はどの程度かという意見がありまして、これについては現状25台ですので、今後とも25台内外ということですので、その点を明確にさせていただきました。

済みません。ちょっと長くなりました。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○佐藤専門委員 パブリックコメントの対応で2番のところの廃棄物処分の法令上の資格の点、外した点について再委託が可能となるように整理していただいているので、ちょっと確認ですが、この実施要項の122ページの2-22で、「廃棄物収集運搬処分」で1の「資

格要件」のところに「廃棄物収集運搬処分業の許可」と書いていただいている、済みません、これは再委託先がこの許可を受けていればいいという趣旨の記載でしょうか。

○高橋課長 要するに、再委託先及び入札当事者も含めて、実施するに際してということで、仕様書の方はそういうことでございます。

○佐藤専門委員 この要項（案）の5ページに戻って、入札参加資格事項のところ（7）のところはパブリックコメントの結果、警備業務については事業者はこの法令上必要な資格を求め、しかもランクも求めるという整理をしていただいて、廃棄物処分についてはランクを持っている人が少ないから、事業者の入札参加グループから外してしまって、入札参加をした事業者からの再委託で許可を受けている人が受ければいいのかという整理をしていただいたと理解したのですが、まず、整理のされ方としてはそういう認識でよろしいでしょうか。

○高橋課長 そういうことでございます。

○佐藤専門委員 そうなるわけですね。

○高橋課長 はい。

○佐藤専門委員 非常に融通無碍な考え方かもしれませんが、そのランク制限を外した上で廃掃法上の許可を持っている人に入札参加グループの中に入れてもらって、発注者である経済産業研修所の方で、直接、その廃棄物処分の許可を持っている人と契約した方が、だれに仕事が出ているかが発注者の方で把握できていてよろしいのではありませんか。

○高橋課長 これは前回の会合でも御説明いたしましたが、資格要件につきましてはA、Bとさせていただいておりますけれども、他省も多分、同じような物があると思いますが、WTOの政府調達に関する当省の内規がありまして、これだけの大きな一括契約ということで、かなり巨額の額、相当な額になるので、結果的にこの内規に従えばA、Bに設定せざるを得ないということになってございます。したがって、この点はなかなか難しいということでございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 前回の指摘につきまして、それに対して対応をしていただきまして、情報の開示、あるいは評価委員会の構成メンバーにつきましても、また定性的な考慮事項と質の関係につきましても整理をしていただきましたので、この実施要項で結構かと思えます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にはございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましてこれまで2回の審議を行いましたけれども、本日を持ちまして小委員会での審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催せずに実施要項（案）の取扱いについては、監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 では、今日で議了したということでいきたいと思えます。

○高橋課長 ありがとうございます。

○小林副主査 今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じたときには事務局から委員にお知らせし、適宜、意見交換を行いますので、よろしく願いいたします。

事務局の方で整理をしていただいて、委員に結果を送付していただきます。

経済産業研修所におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○高橋課長 どうもありがとうございました。

（経済産業研修所関係者退室）

（消防大学校関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「消防大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。本日は消防大学校、大江副校長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた、実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思っております。

説明は10分程度でお願いいたします。

○黒石課長 それでは、資料B-3を御覧いただきたいと思っております。これは見え消しになっておりますので、これで説明させていただきたいと思っております。

まず、表紙です。タイトルを変えておりますが、意見募集のときにほかの団体のものを見せていただきましたら、「おける」となっておりましたので、「関する」を「おける」に変更しております。

それから、1枚おめくりいただきまして、1ページです。

目次のところですが、色が青く付いておりますけれども、別紙10のところは前回、9月1日の小委員会でご指摘のありました対象業務について「寮費の徴収業務」を追加しております。

それから、別紙15は前回付けていなかったものを「評価表」として付けております。

一番下ですが、これも御指摘いただきましたもので、「大学校配置図及びフロア図」を付けております。

2ページに行きまして、一番上。これは表紙と同じで「関する」を「おける」に修正したものです。

次に3ページですが、ここでは目次のところにありましたように、対象業務に「寮費の徴収業務」を増やすということで追加をして、内容について記載しているものです。

次に7ページまで飛んでいただきまして、中ほどに「作業員」を「配置人員」と変えておりますけれども、これは民間競争入札等実施要項（案）に対する意見募集で出されたものですが、意見で「作業員は1名とするというのは1ポストということか」という意見がございましたので、「配置人員」に修正しております。

それから、11ページをお開きいただきたいと思っております。

ここも色が青く変わっているところですが、同じく意見募集において誤りを指摘された

ものでして、上の方が空気環境測定回数を「年2回」から「2ヶ月に1回」に、下の方のbのところの「照度測定業務」の回数を「2ヶ月に1回」から「6ヶ月に1回」と修正しております。

それから、12ページです。ここも同じく「寮費の徴収業務」を追加したことによる記載の追加となっております。

13ページですけれども、ここは先ほどの「寮費の徴収業務」で別紙10が追加されました関係で、その後の別紙の番号が1つずつずれております。

それから、14ページに行きまして、上の方ですが、ここは70%を○にしておりますけれども、これはアンケートの満足度について70%としていたものを御指摘を踏まえまして、アンケートを実施してから記載することとしております。

アンケートは10月に卒業します3科131名に対して実施し、その結果に基づき要求水準を決定したいと考えております。

それから、その下の方ですが、(c)のところに、これは漢字の間違いで「隔日」を「確実」に修正させていただいております。

次に15ページですが、この中段のところ、(カ)の「寮費の徴収業務」については対象業務が増えたことにより追加でございます。

その少し下のウのところはまた青く色が変わっておりますけれども、事務局から指示をいただきまして、提案するに当たっては包括的な質、個別業務の質について踏まえた上で書くということで変えております。

次、16ページですが、ここも同じく青のところを追加しておりますけれども、「委託費の支払い方法」についてはここに書いてありますように、水準が満たされていない場合については委託費の支払いは行わないものとするという部分を追加しております。

中ほどの「及び」のところについては、従来、「a、b」としてございましたけれども、他との並びで「a及びb」に修正したものです。

それから、一番下のところですが、等級の格付けについては参加資格のランクを削除いたしました。

次、17ページですが、(ア)のところに「一級建築士又は二級建築士」とありますけれども、この次の括弧書きが前は「全ての点検業務が可」としておりましたが、意見募集におきまして一級建築士及び二級建築士ができるのはその下の(イ)、(ウ)、(エ)であることから、ここは、この記載方法は「下記(イ)～(エ)」と修正しております。

次、18ページですけれども、中ほどが青く変わっております。こちらも先ほどの15ページと同様に業務の質についての記載部分につきまして事務局の指示をいただきまして、追加をしております。

次が19ページです。こちらも事務局と調整の上、追加をさせていただきました。「評価委員会の構成及び運営に当たっては、外部有識者の意見が十分に尊重されるよう配慮するものとする」としております。

それから、そのすぐ下に（別紙 15）とありますが、これは前回付けていなかったものを追加したものです。

次に 20 ページですけれども、ここは大きく変えております。前回の小委員会で具体的に記載する旨、御指導がありましたので、全体にわたって詳しく記載するようにしております。これが 21 ページまで続いております。

次、22 ページですが、上から 9 行目ぐらいの「加算」を「加点」にしております。これは正しく「加点」と修正したものです。

それから、27 ページですけれども、ここも業務の追加による「寮費の徴収、納付状況」ということで追加させていただいております。

次に資料 2-2 の方を御覧いただきたいと思います。

こちらの 84 ページですが、これは別紙 10 として追加したものです。「寮費の徴収業務」ということで、業務内容について書いたものを追加したペーパーでございます。

それから、91 ページを御覧いただきたいと思います。91 ページの別紙 15 も前回付けていなかった「評価表」について、今回、追加しております。

それから、94 ページをお開きいただきたいと思います。94 ページの（6）、これは様式 2 に「寮費の徴収業務」を追加したものです。

同じく、100 ページも様式 6 の「改善提案総括表」に（6）、「寮費の徴収業務」を追加しております。

次は 103 ページをお開きいただきたいと思います。

「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、この中にも中ほどの「委託費の内容」の中に、下から 5 行目ですが、「寮費の徴収業務」を 1 行追加しております。

それから、104 ページですが、一番下の（注記事項）に前回の小委員会で平均的な実施体制について記載する旨、御指摘がありましたので、注記事項としてこれをここに追加させていただいております。

それから、111 ページ、112 ページですが、別添 3 とありまして、「消防大学校の管理・運営業務区分一覧表」の中に、112 ページの中段にやはり「寮費の徴収業務」を追加しております。

それから、114 ページから 120 ページにかけまして、参考として「消防大学校構内図及びフロア図」ということで、これだけ付けさせていただいております。

前回から修正した点は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いします。前回の指摘したことに沿って、またそのパブリックコメントを受けた結果を受けて適切に修正が行われていると思います。

それでは、よろしいでしょうか。よろしいですね。では、事務局から確認すべきことはございますか。

○事務局 1 点、ございます。アンケートの要求水準については実施結果を見て決定して

いただけるとのことですが、これは本委員会に上程をしていただく前のタイミングで、消防大学校の方で案をつくっていただいて、その数字については別途、先生方に事務局から相談申し上げるとのことです。

○小林副主査 アンケートについてはいつごろ、もう、その実施の目途は立っているのでしょうか。

○寺山係長 アンケートにつきましては、ちょうど今入校している3科の学生に10月の中旬、3連休明けの週の卒業時に合わせてアンケートをとりますので、次の本委員会には必ず間に合うと思います。

○小林副主査 では、そのような予定で確実にアンケートを集計していただいて、その満足度についての数値を入れていただくようお願いいたします。

それでは、本実施要項(案)につきましてはこれまで3回の審議を行いましたけれども、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合、今の満足度の数値の追加、記入がございましたけれども、それを確認した上で、それを事務局に情報をいただいて、そして私どもの方で、委員の方で確認をさせていただきますと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、消防大学校におかれましては、この本実施要項(案)に従いまして適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

では、本日はありがとうございました。

(消防大学校関係者退室)